

優先評価化学物質相当とされた物質の再評価について

1. 経緯

平成 25 年度第 4 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、平成 25 年度化学物質審議会第 2 回安全対策部会、第 135 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同審議会（平成 25 年 7 月 19 日開催。以下「平成 25 年度第 4 回 3 省合同審議会」という。）において審議を行い、優先評価化学物質相当とされたもののうち、1 物質について選定の根拠に疑義が見つかったことから再評価を行う。

2. 疑義のあった物質

α -アルキル（C 12～16）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）

（人健康影響の観点から優先評価化学物質相当として平成 25 年度第 4 回 3 省合同審議会において了承済み。指定手続き前。）

3. 疑義内容の検討

当該物質の一般毒性の NOAEL 値に疑義があり、確認した結果、一般毒性の有害性クラスは「4」ではなく「外」であった（詳細は別添のとおり）。

4. 優先評価化学物質該当性の再評価（案）

この結果、当該物質については、暴露クラス「1」、有害性クラス「外」となり、優先度が「外」となることから、人健康影響の観点からは優先評価化学物質相当ではないと再評価する。